

# 藤岡政策統括官(国土・国会等移転)の 平成22年度予算執行における所管事項と 主な政策課題等について

---

国土交通省藤岡政策統括官  
平成22年5月

# 目次

<b>1. 国土形成の推進（総合的な交通体系の整備）</b>	
1-1 モビリティサポートの推進	1
1-2 歩行空間ネットワークデータの整備	2
1-3 モビリティサポートモデル事業等の実施	3
1-4 全国幹線旅客純流動調査	4
1-5 総合交通分析システム（ナイトス：NITAS）	5
1-6 地域のモビリティ確保、広域的な交流・連携のための総合交通体系の調査	6
<b>2. 国会等移転への対応</b>	
国会等移転に関する法律（抄）	7
国会等移転に関する主な経緯	8
座長とりまとめ（平成16年12月22日）	9
平成22年2月25日衆議院予算委・第2分科会 山田良司議員質疑	10
<b>3. 安全・安心のためのソフト対策の推進</b>	11
<b>付属資料</b>	
国土交通省組織令	12
	13

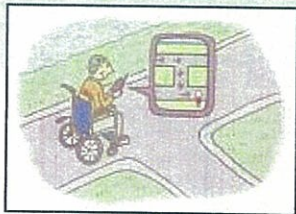
# 1-1 モビリティサポートの推進

少子高齢化社会に向けて、高齢者や障害者等の移動制約者が必要に応じ移動に関する情報を入手し、快適・安心かつ安全に移動して積極的に活動できる環境を構築することが不可欠である。

このため、段差の有無、幅員やスロープなどのバリア情報を含んだ**歩行空間ネットワークデータの整備**を図るとともに、ユビキタス技術等を活用した移動制約者に対する**モビリティサポートサービスの普及・展開**を図ることとしている。

## バリアフリー情報

身体的特徴にあわせて移動経路等の情報を提供



## 現在位置情報



現在地は神戸市中央区京町〇丁目です。

## 多言語情報



多言語による観光情報の提供

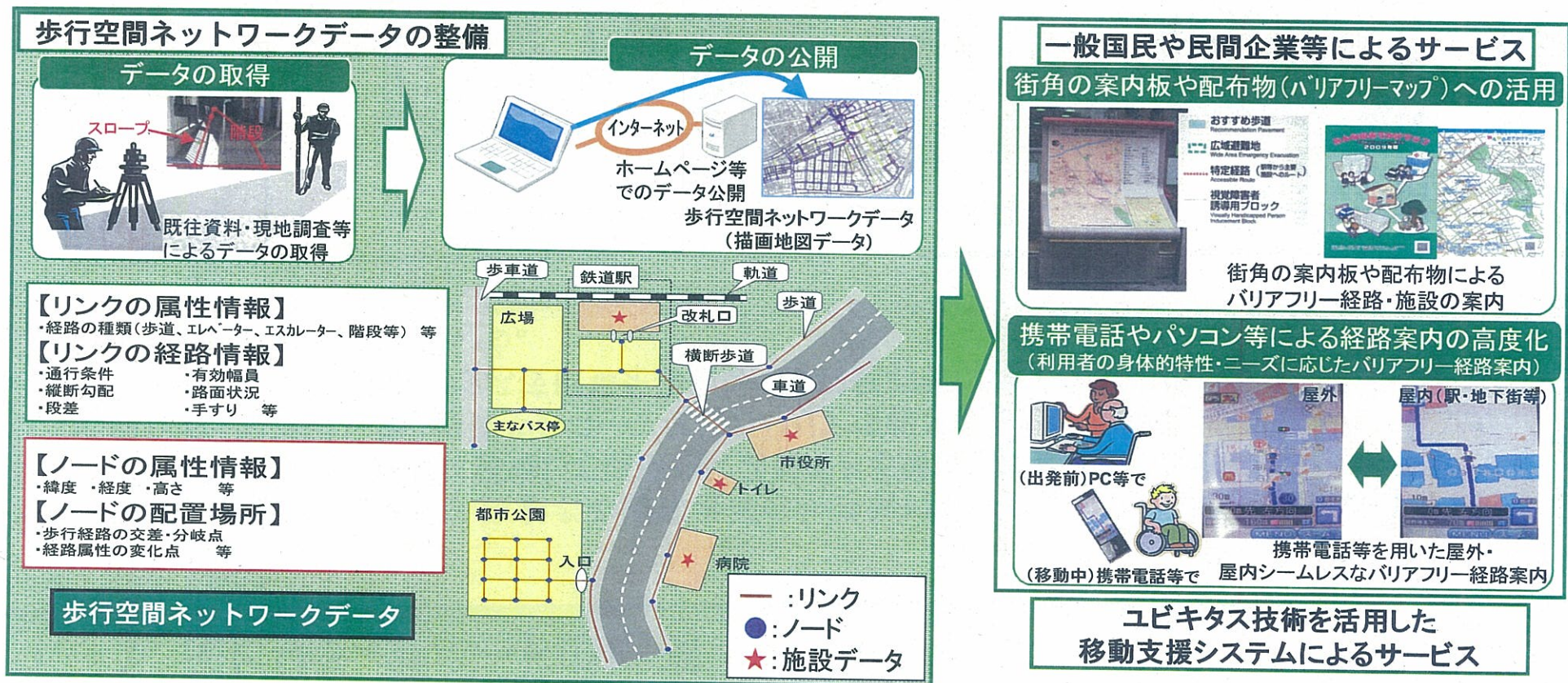
Hozo-mon, Senso-ji Temple's main gate which...

# 1-2 歩行空間ネットワークデータの整備

段差の有無、幅員やスロープなどのバリア情報を含む歩行空間ネットワークデータを整備し、広く一般に公開する。本データを活用したバリアフリーマップの作成やバリアフリー経路検索並びに移動案内サービスの提供などにより、高齢者、障害者等の移動制約者の利便性の向上を図る。さらには、ユビキタス技術を活用した高度な移動案内サービス等が展開されることも期待されるものである。

3大都市圏を優先的に、平成22年度から順次データ整備予定。

[平成22年度予算 148百万円(皆増)]



# 1-3 モビリティサポートモデル事業等の実施

全国的課題の解決に資するもの、あるいは多くの地域に共通する課題の解決に資するものについて、地方公共団体等に対して支援し、成果を全国的に水平展開することにより、ユビキタス技術等を活用した**移動制約者に対する移動支援サービスの普及・展開**を促進することとしている。

[平成22年度予算 101百万円 (前年度 101百万円)]



急な振り替え輸送の  
情報等を振動や文字で  
情報提供

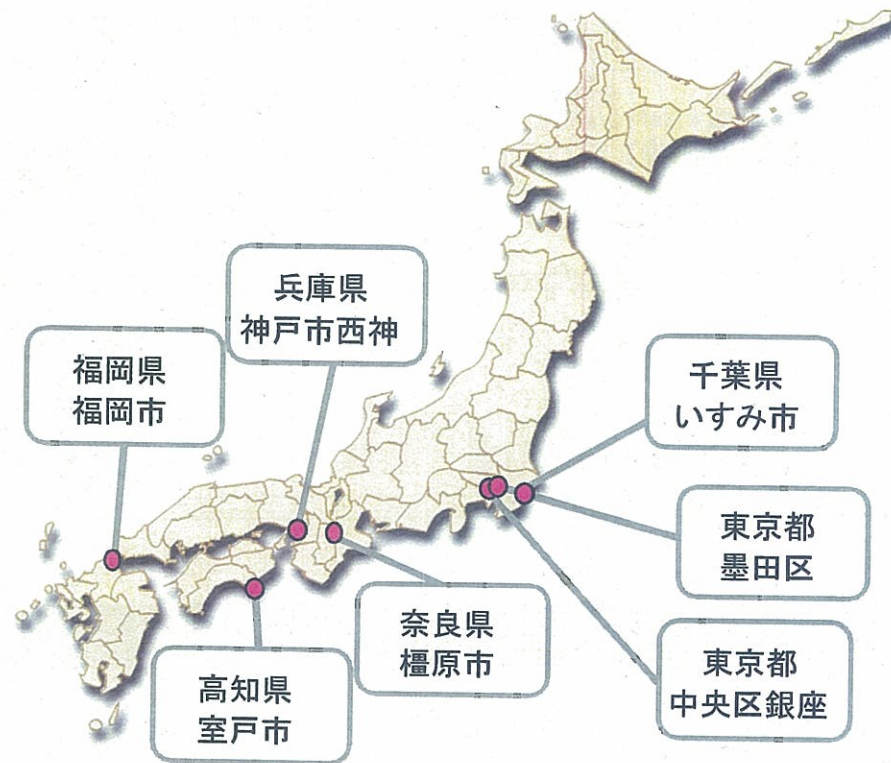
身体能力に応じた  
最適ルート  
の提示

施設・ショッピング情報等を  
音声や振動で案内

ユビキタス技術等を活用し、高齢者、障がい者をはじめ誰もが移動に関する情報を入手し、快適・安心かつ安全に移動出来る環境の構築

成果を全国に水平展開

【参考】平成21年度モデル事業実施個所

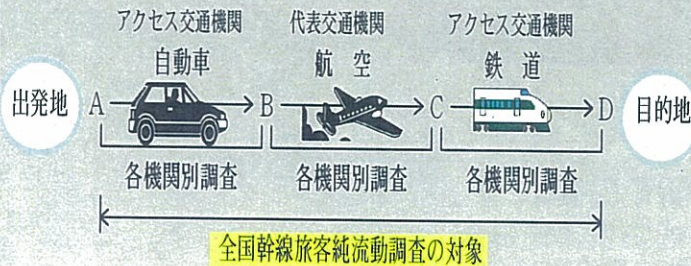


# 1-4 全国幹線旅客純流動調査

総合的な交通体系の整備を進める上では、まず現状の流動やその整備に伴う効果を分析することが必要。

## 全国幹線旅客純流動調査

- ・幹線交通機関を利用して都道府県を越える旅客流動を旅客一人一人に着目し、乗り継ぎを含め、実際の出発地から目的地まで、一連の流動を把握した調査
- ・これまで5年おきに計4回実施、次回、平成22年度実施



### 各機関別調査データ ( )内は調査担当部局

- 航空旅客動態調査 (航空局)
- 幹線鉄道旅客流動調査 (鉄道局)
- 全国道路・街路交通情勢調査 (道路局)
- 幹線フェリー・旅客船流動調査 (総合政策局)
- 幹線バス旅客流動調査 (総合政策局)
- 国際航空旅客動態調査 (航空局)



### 純流動データ

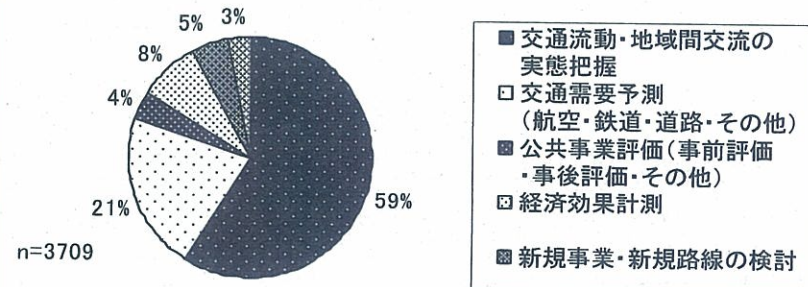
- OD表 (都道府県間 等)  
秋期平日・休日1日/年間、交通機関別等
- トリップデータ  
交通機関別、目的別、乗り換え地点 等
- サービス水準  
都道府県間、207生活圈間  
距離・所要時間

### 総合的な交通体系の整備を行う上での重要な基礎データ

- ・地域の流動把握
- ・需要予測モデルの作成 (鉄道・空港・高速道路など)
- ・観光の実態把握

民間においても、広く利用

- ・新規路線の開業効果分析
- ・ホテルの需要予測
- ・パンデミック予測



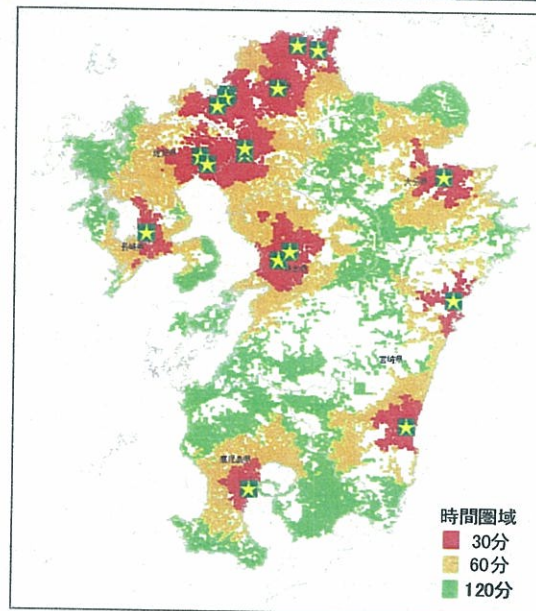
「利用者アンケート」による純流動データの利用状況

# 1-5 総合交通分析システム (ナイトス:NITAS)

NITASは、効果的で効率的な交通体系の整備を推進のため、各機関へ総合的な交通体系の分析のツールとして提供。  
総合的な交通体系に関する計画作成や交通施設整備の評価をする上で、非常に有効なツールと評価されている。

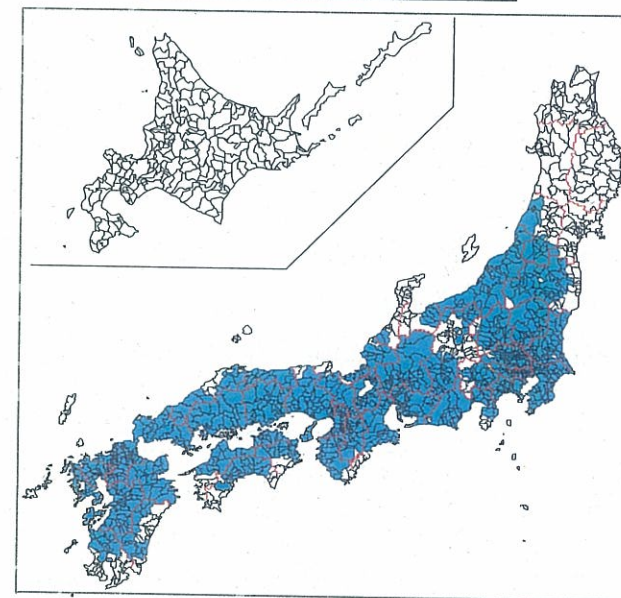
- 国内の任意の地点間について、複数の利用交通手段（鉄道、道路、航空、船舶）の組合せによる最短の経路、時間を検索。
- 交通基盤整備の効果を総合的かつスピーディーに分析・評価。
- 全国を1 kmメッシュに細分化したゾーンでの社会経済指標と重ね合わせた分析が可能。

九州地方における第3次救急医療施設時間圏域図



図中星印の第3次救急医療施設までの到達時間を表している。

東アジア1日圏図(ソウル)



東アジア1日圏とは、現地での4時間の用務を行い、日帰りできる圏内としている。

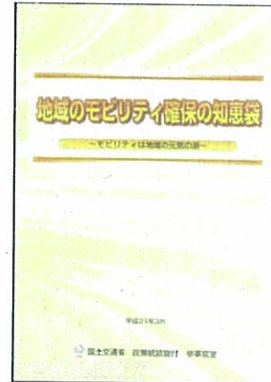
(1) 地域モビリティを確保する主体への  
情報・ノウハウの提供、共有

① 地方で培ったモビリティ確保のノウハウ  
のとりまとめ、提供

・「地域のモビリティ確保の知恵袋」の発刊



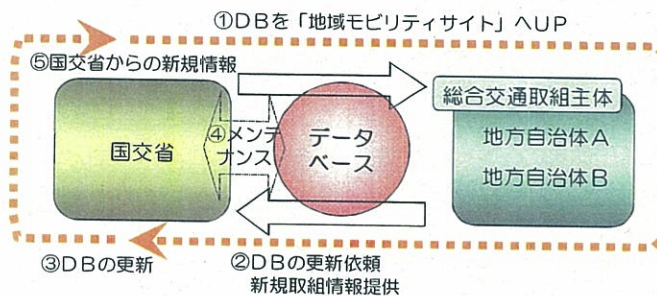
全都道府県、市町村  
及び関係事業者へ配布



知恵袋

② 情報発信・交流機能の強化・充実

- ・総合交通HPの開設・運営
- ・メールマガジンの発行(月に1度)
- ・地域モビリティの取組事例DBの構築



データベースシステムの概要



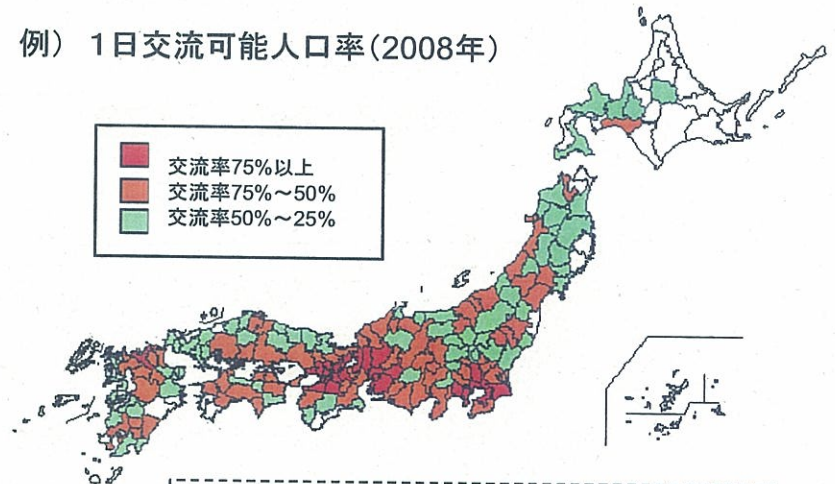
総合交通メールマガジン

(2) 広域的な交通の将来像に関する  
客観的な試算分析・評価

【国土の交流ポテンシャルの試算】

- ・交通モニタリング指標の算定・更新  
(例えば、新幹線整備による一日交通圏の  
変化など)

例) 1日交流可能人口率(2008年)



1日交流可能人口率とは、当該地域から日帰り(片道3時間)で面会可能な人口が全国人口のどれくらいの割合になるかを示したもの。  
例えば、交流率が50%であれば、全国人口の半分の人々に日帰りで面会可能という意味。

取組主体とのナレッジ・シェアリング

総合交通ビジョン策定への支援



## 2. 国会等移転への対応

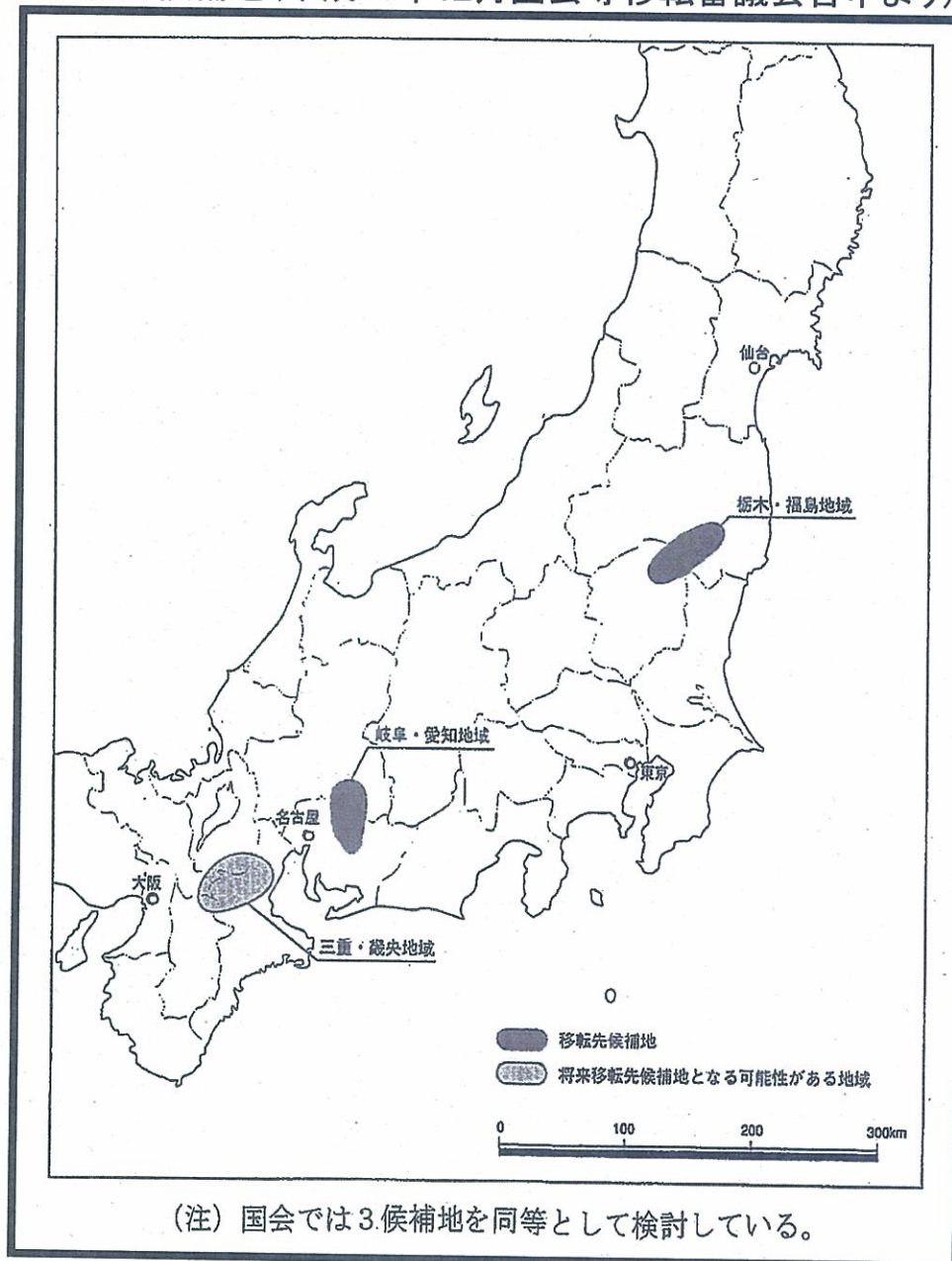
### 国会等の移転に関する法律（抄）

議員立法  
(平成4年法律第109号)  
(平成8年法律第106号)(改正)

第1条 国は、国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうち中枢的なもの（以下「国会等」という。）の東京圏以外の地域への移転（以下「国会等の移転」という。）の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する。

第3条 国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図るとともに、この章に定めるところにより、広範かつ多角的にこれを行うものとする。

移転先候補地(平成11年12月国会等移転審議会答申より)



## 国会等の移転に関する主な経緯

H2. 11 国会等の移転に関する決議（衆・参本会議で採択）

H4. 12 国会等の移転に関する法律施行（議員立法）

H5. 4 国会等移転調査会 設置（移転の対象の範囲、移転先の選定基準等について調査審議）（総理府に設置）  
 H7. 12 国会等移転調査会報告→内閣総理大臣から国会に報告

H8. 6 国会等の移転に関する法律の一部改正施行（議員立法）

H8. 12 国会等移転審議会 設置（国会等の移転先の候補地の選定等について調査審議）（総理府に設置）  
 H11. 12 国会等移転審議会答申→内閣総理大臣から国会に報告

### 衆議院 国会等の移転に関する特別委員会

H12. 5. 18 決議 H12. 5. 18 決議

答申を踏まえ、移転先候補地の絞込みを行い、2年を目途にその結論を得る。

H15. 5. 28 中間報告（5.29本会議報告）

過去12年間にわたる議論を通じ、委員会の大半の意見は「移転を実現すべし」とするものであった。

最終段階における議論としては、直ちに国会等の移転を決すべきとの意見もあったが、社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、移転の規模・形態等について、さらに議論を続けるべきとの方向であり、特に、審議会答申を基本とした上で、国会等を分散して移転すべきとの新たな発想が示された。

両院の密接な連携の下に検討を進め結論を得られるよう要請する。

### 参議院 国会等の移転に関する特別委員会

※ 国会等の移転に関する特別委員会は、衆参とも第156回国会（H15. 7会期末）の後は設置されていない。

H15. 6. 11 中間報告（6.13本会議報告）

直ちに移転すべきかどうかについては、議論が収斂するには至らなかった。

しかし、大地震等にさらされた場合、深刻な危機を招来することになりかねないことから、本委員会としては、今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中枢を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきものとする。

引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考える。

H15. 6. 16 国会等の移転に関する政党間両院協議会 設置（これまでに15回開催）

事務局（H17設置）：衆議院（災害対策調査室、国土交通調査室）、参議院（内閣調査室、国土交通調査室）

H16. 12. 22 「座長とりまとめ」→衆・参の議院運営委員長に報告

「国会の意思を問う方法」について検討を重ねてきたが、国会等の移転は、国と地方の新たな関係、防災、危機管理のあり方など、密接に関連する諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。

当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする。

## 座長とりまとめ

平成16年12月22日

衆議院議院運営委員長

川崎二郎 殿

〔清手頼正 参議院議院運営  
委員長にも提出〕

国会等の移転に関する政党間両院協議会

座長（衆議院）

鈴木恒夫

座長（参議院）

杵掛哲男

国会等の移転に関しては、平成2年に「国会の移転に関する決議」を行い、さらに、平成4年に制定した国会等の移転に関する法律に基づき、その検討を行ってきたところである。

政治、経済、人口等が集中する東京圏が大規模地震災害等により被災した場合、日本経済は当然のこと、世界経済にも計り知れない影響を与え、また、国民生活に欠くことのできないライフラインの破壊、新幹線、空港等の交通網の混乱、治安の悪化等混乱を極めることは明らかである。このような事態に備えるため、危機管理の一環として国の中枢機関である国会等を東京圏以外へ移転させることの重要性はむしろ増していると言える。

さらに、環境破壊による地球温暖化対策、交通渋滞の解消、地方経済の活性化等の観点からも、国会等の移転の必要性は高まっている。

一方で、近年、我が国の社会経済状況は著しく変化し、少子高齢化の急速な進行にともなって総人口の減少局面も間近に迫ってきている。こうした状況の中で、地方分権の推進や道州制等を含めた国と地方の新たな関係の構築、今般の新潟県中越地震を踏まえた防災、危機管理のあり方など国会等の移転に密接に関連する諸問題が生じてきており、これらについて様々な議論が始められている。

当協議会は、平成15年6月の発足以来、「国会の意思を問う方法」について衆参両院の密接な連携の下に検討を重ねてきたところであるが、国民全体の将来に関わる最重要の課題である国会等の移転は、先に掲げた諸問題への対応と十分整合を図った上で結論を出すべきものであり、こうした諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。

当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、平成15年の衆参両院の国会等の移転に関する特別委員会中間報告に示された分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする。

○平成22年2月25日(木)衆議院予算委・第2分科会  
山田良司議員質疑(抜粋)

(山田良司議員)

首都機能移転についてでございます。以前、女王パチ理論というようなことが言われまして、国会が、首都機能が動けば、それにつれていろいろなものが動いて、地方分権の促進役になるのではないかと、牽引役になるのではないかとというような話の中で、首都機能移転論議がされました。そして、平成二年においては国会決議までされて、やっていくんだという方向になったわけですが、これは現在どうなっていますでしょうか。

(藤本国土交通大臣政務官)

現状どうなっているかということストレートに申し上げますと、今山田先生がおっしゃったように決議があって、平成四年にはその法律ができました。これは議員立法でできました。その議員立法ででき上がった法律をもとに、平成三年八月には、衆議院、参議院において国会等の移転に関する特別委員会が設置されました。それをもとに平成十五年の五月に中間報告が衆議院、参議院で出され、その中間報告を受けて、超党派で国会等の移転に関する政党間両院協議会が設置をされて検討をされ、座長取りまとめがされたわけなんです。その段階で、どういう機能をどのぐらいどこに移転するのかとか、そういうことについては社会経済情勢を反映しながらさらに検討すべきであるという結論になったことを受けて、国土交通省としては、現在調査をしている段階でございます。

調査の中身というのが、分散移転に関する調査。これは、分散移転については、本年度、平成二十一年度は韓国の調査を行っておりまして、来年、予算が成立した場合、ドイツの調査をする予定でございます。それともう一つ、危機管理のバックアップ機能として、司令塔が東京でなくなった場合にどのような影響が起こるのかということに対する調査を進めているというのが現状でございます。

(山田良司議員)

ありがとうございます。(中略)理念としては総論賛成で、各論になってくるとなかなか進まないのがこの首都機能移転の問題なのかなと感じます。そういう中で、今さまざまな事例を検討しながら、まだ立ち消えじゃない、頑張ってやっていくんだというお話でございました。その方向でお願いしたいと思います。(後略)

(原口総務大臣)

(前略)先ほど国交省の方からもお話がございましたけれども、そもそも、この地震大国の中でこれほどのヘッドクォーターが一カ所に集中していいのかと。この間、政府の地震対策本部の中でも議論しましたけれども、やはり第二首都機能を早く持たないといけない、バックアップ機能を持たないといけない。その過程で、何をどのように移していくのかと。その道筋をもう議論するときに来ている。(後略)

(参考)中央防災会議(抜粋)  
(平成22年1月15日(金))  
8:55~9:25 総理大臣官邸

(鳩山内閣総理大臣)

(前略)我々、ハイチに対しても緊急に、当然のことながら国際人の一人ひとりとして協力を申し上げなければならないと思っておりますが、それと同時に、まさに首都機能が麻痺をする、国全体が麻痺をする中で、どのような復旧、あるいは救済があり得るのかということ、ハイチに対して手を差し伸べることはもちろんであります。同じようなことが日本に起きたときにも、どうするかということの大いに、このことも学ばなければならないことだと思っております。是非このような観点から、皆様方がそれぞれのお立場からもう既に大変な御努力をいただいておりますことは、言うまでもありませんが、政府、皆さん方、防災会議が一丸となって、いつ起きるか、どこに起きるかわからない、そのための努力を今のうちにしっかりと十分に積み重ねておけということ、今日も教訓としていただいていたと思います。(後略)

### 3. 安全・安心のためのソフト対策の推進

- 国土交通省は、自然災害を中心に、安全・安心の確保のためにハード面での対策に加えてソフト面での対策の取り組みを進めるため、平成18年6月に「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱」を作成・公表。
- 以降、毎年、大綱記載の各施策の達成目標年度に基づいた点検作業・フォローアップを実施。
- 平成21年6月末時点で、計110件の施策のうち、目標達成件数は77件(達成率70%)。

#### 平成21年6月までに実施した主な施策

##### 1. 災害・事故時の情報提供

###### [改善1]受け手の立場に立った改善

- 防災用語、気象情報・天気予報に使用する用語等の見直し(報道機関等で利用)
- 土砂災害警戒情報の充実 ○気象警報の改善
- エレベーター閉じ込めからの救出見込み時間の提供(遠隔監視システムの導入を推進) 等

###### [改善2]情報の発信における改善

- 台風情報の充実:5日先まで延長した台風進路予報の運用開始
- 夜間等における被災状況情報の高精度化(地殻変動分布図を電子国土Web上で公開)
- 道路における一時中断からの早期再開対策 等

###### [改善3]情報の伝達の改善

- プッシュ型のリアルタイム情報提供システム(VICSを活用した災害情報(気象警報情報)の提供に関して試行運用)
- コンビニ、ガソリンスタンド、携帯電話での通行規制情報(情報を提供する施設を拡大、情報提供の内容等を拡充)
- 要援護者向けの災害情報提供技術の仕様化(災害時要援護者へ提供する情報等に対する知見の蓄積) 等

##### 2. 平時における広報活動

###### [改善4]ハザードマップ等の改善

- 洪水ハザードマップをはじめとする各種(内水、地震防災、地震危険度、大規模盛土造成地に係る宅地、土砂災害、津波・高潮)のハザードマップの整備の促進
- 建物管理者等への周知(地震災害時の官庁施設の機能確保) 等

###### [改善5]災害・事故時に行われる情報提供についての広報

##### 3. 事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)への取組

###### [取組1]応急対策業務のBCP、[取組2]一般継続実施業務のBCP、

- 平成19年6月に国土交通省BCP(業務継続計画)を作成
- 平成20年6月までに全国の地方支分局において業務継続計画(業務継続計画に相当する既存の災害時の要領等を含む)を整備した。更に、平成21年3月までに一部の地方整備局及び地方運輸局の事務所等において業務継続計画を整備。また、有識者から意見を聴取する等、現行の計画の検証を進める。
- 独立行政法人等におけるBCP作成の促進 <追加> 等

###### [取組3]スパイラルアップ

###### [取組4]民間企業によるBCP作成促進

- 建設業者、運輸業者等の関係協会等のBCP作成の促進 等

##### 4. 自助・共助・公助の機能強化

###### [取組5]地域の防災力の再構築

- 水防活動の技術向上 ○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣 等

# 付 属 資 料

（大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等）

第二条 本省に、大臣官房及び次の十三局並びに政策統括官三人を置く。

（政策統括官の職務）

※下線部が、藤岡政策統括官の職務。

第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 総合的な交通体系の整備に関すること。

（略）

十四 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策であって交通施設の整備に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十五 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関する調整に関すること。

十六 大深度地下使用協議会における大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第四条第二号及び第三号に掲げる行政機関並びに関係都道府県との協議に関すること。

（略）